

「知的財産、遺伝資源及び関連する 伝統的知識に関するWIPO条約」の概要

大 山 栄 成*
宮 岡 真 衣**
小 野 隆 史***

抄 録 本年5月、スイス・ジュネーブのWIPO本部において、「知的財産、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国際的な法的文書を確定させるための外交会議」が開催され、2週間の議論の末、全会一致で「知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関するWIPO条約」が採択された。特許の分野でWIPOの条約が合意されたのは、2000年に採択された特許法条約（Patent Law Treaty）以来24年ぶりである。また、本条約は、WIPOにおいて、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識を扱う初の条約となる。本稿では、条約の交渉・採択の場となった外交会議における議論に触れつつ、特許における出所開示要件の導入を主な内容とする新条約の主要部分である実体面の規定（第1条から第9条まで）の内容について解説する¹⁾。

目 次

1. はじめに
2. 出所開示要件とは
 2. 1 特許制度における出所開示要件
 2. 2 出所開示要件の議論の沿革
3. 外交会議
4. 主要条文の解説
 4. 1 第1条（目的）
 4. 2 第3条（開示要件）
 4. 3 第2条における「Based on」の定義（トリガー）
 4. 4 第4条（不遡及）
 4. 5 第5条（制裁と救済）
 4. 6 第6条（情報システム）
 4. 7 第7条（他の国際協定との関係）
 4. 8 第8条（見直し）
 4. 9 第9条（実施に関する一般原則）
5. 出願手続上の留意点
6. おわりに

1. はじめに

世界知的所有権機関（WIPO）では、条約の締結や改正を行うにあたっては、特別に招集された各国の全権大使による会議を開催することが伝統となっている。この、多国間条約の最終交渉を行い、採択または改定するために開催される会議が、「外交会議（Diplomatic Conference）」と呼ばれる。

2024年5月、ジュネーブのWIPO本部において、「知的財産、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国際的な法的文書を確定させるための外交会議」（以下「外交会議」という。）が開催され、2週間の議論の末、全

* 特許庁総務部国際政策課 国際制度企画官
Yoshinari OYAMA

** 特許庁総務部国際政策課 国際業務班長
Mai MIYAOKA

*** 特許庁総務部国際政策課 国際業務係長
Takashi ONO

会一致で「知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関するWIPO条約²⁾」(以下「新条約」又は「本条約」という。)が採択されるに至った。WIPOが所管する、特許に関する条約としては、特許法条約(PLT)以来24年ぶりの新たな条約となる。

本稿は、新条約の主要な条文について、日本政府を代表して外交会議における条約交渉に臨んだ著者が、交渉経緯を記しつつ若干の解説を試みるものである。

なお、紙幅の都合上、外交会議及び本条約の内容に主眼を置くこととし、WIPO知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロア(伝統的文化表現)に関する政府間委員会(IGC)での長年にわたる議論の経緯や、IGCにおいて遺伝資源の議論と並行して現在も継続している、伝統的知識・伝統的文化表現の議論に関しては簡潔な言及に留めることをご容赦願いたい。

また、本稿中、意見・見解に係る部分は、執筆者の個人的見解であり、所属する組織とは関係がないことを予めお断りしておく。

2. 出所開示要件とは

2.1 特許制度における出所開示要件

特許制度における出所開示要件とは、端的に言えば、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に基づく発明について特許出願をする際に、出願中に当該遺伝資源等の原産国を開示することを出願の要件とするものである。「原産国」がどの国を指すか、「基づく」というのが何を意味するかなど、内容・解釈については場面や論者により相違するところも多かったが、そのうちの幾つかは今回の外交会議においても争点となり、交渉の過程で明確化が図られた部分もある。

なお、本条約が成立するより前に、既に30以上の国・地域³⁾の特許制度において、出所開示要件が導入・運用されている。それらの国の中

には、中国、インド、ブラジル、ドイツといった、日本企業が数多く特許出願する国も含まれている。例えば、インドやブラジルでは、出所開示要件の違反を理由に、登録された特許を無効とすることを認めている。他方で、ドイツ等の欧州諸国では、出所開示要件は形式的な要件にとどまり、特許の無効理由としていない。このように、IGCの議論と並行して、各国において異なる出所開示制度が設けられてきたことも、外交会議での交渉が複雑化した要因となった。

2.2 出所開示要件の議論の沿革

WIPOにおいて、特許制度における出所開示要件が正式に持ち出されたのは、1999年のWIPO第3回特許法常設委員会(SCP)におけるコロンビアによる提案⁴⁾である。特許に関する国際的な手続調和条約である特許法条約(PLT)に向けた同提案においては、遺伝資源の保護の見地から、遺伝資源を利用した発明について権利を取得するに際して、遺伝資源へのアクセスを認める契約書の登録番号を記載すべきことなどが主張された。これに対し、先進国は、この問題を同条約の内容に取り込むことは不適切であるとしてこれに反対した。その結果として、PLTには遺伝資源の出所開示要件に関する規定は盛り込まない一方、遺伝資源の出所開示要件について、さらに議論を行うための別個のフォーラムを設置することが合意された。そして、2000年のWIPO総会においてその旨が決定された後、2001年、遺伝資源、伝統的知識(TK)及びフォークロア(伝統的文化表現, TCE)に関連する知財の問題を議論するためのフォーラムとして、IGCが設置されることとなった。

IGCでは、その名称のとおり、大きく分けて①遺伝資源、②伝統的知識、③伝統的文化表現の3つのテーマについて、交渉が行われてきた。このうち、遺伝資源に関する議論は、同じくIGCにおいて議論が進められていた伝統的知

識、伝統的文化表現の議論に比べて進んでいなかった。しかし、議論を推進したい途上国側の提案により、2009年に合意された2010～2011年のIGCのマンデート（任務、権限）において、3つのテーマそれぞれについて、「テキストベース交渉」、「国際的な法的文書」の作成、及び外交会議を開催する可能性への言及が盛り込まれることとなった。

その後、2012年2月に開催された第20回IGCにおいて、当時のマクック議長（ジャマイカ）の強力なリーダーシップの下、それまで遺伝資源についてIGCで出された提案を集約した「統合文書」（Consolidated Document Relating to Intellectual Property and Genetic Resources）⁵⁾が作成されて以来、これを交渉の基礎として議論が進められた。

この統合文書には、IGCにおける従前の議論を踏まえ、当初から多くの代替案やブラケット（調整中の文言）が含まれていた。これに加え、議論を深めるにつれ、出所開示要件導入の可否を含めた様々な論点について各国の提案を反映する形でさらにテキストが複雑化した。統合文書に関しても徐々に議論が停滞しつつあった中、2019年、当時のイアン・ゴス議長（オーストラリア）が、各国の利害を踏まえつつ、遺伝資源の提供者と利用者の利益のバランスを図ることを意図したテキスト案として、私見に基づく「議長テキスト」⁶⁾を作成した。

その後の2022年の第42回、第43回IGCでは、先進国（日本、米国、カナダ、英国、韓国等）は、議長テキストではなく、累次のIGC会合においてリバイスされてきた統合文書を引き続き交渉の基礎とすべきことを主張した。これに対し、アフリカを中心とする途上国は、出所開示要件の導入を前提とし、ブラケットも少ない議長テキストを交渉の基礎とし、外交会議の開催を決定すべきことを提案するなどし、再び議論の停滞の雰囲気が色濃く見られるに至った。

しかしながら、2022年7月の第55回WIPO一般総会において、地域グループ⁷⁾の一つであるアフリカグループから、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関し、議長テキストをベースとして外交会議を開催することが急遽提案された。日米はこれに抵抗したが、結果的に同総会において、2024年までに、議長テキスト及び加盟国のその他の貢献に基づき、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する国際的な法的文書の採択のための外交会議を開催することが決定されるに至った。

外交会議に向けた交渉の基礎となるテキストとして、統合文書ではなく、義務的な出所開示要件に関する規定を含む議長テキストが採用されることが決定されたことで、事実上、外交会議において採択が見込まれる文書は義務的な出所開示要件を含むものであることが確定した。以降、出所開示要件を導入するか否かではなく、出所開示要件を条約に規定することを前提として、出所開示要件の内容や要件不遵守に関する制裁・救済をどのようなものとするかという点に議論の焦点が移ることとなった。

2023年後半以降は、外交会議開催に向けた最終調整が開始され、2023年9月のIGC特別会合及び外交会議準備委員会、並びに同年12月の外交会議準備委員会再開会合において、外交会議において議論されるテキスト案（基本提案）、外交会議手続規則、及び外交会議の開催日程・場所等が決定された。

これらの公式会合と並行して、2023年前半には出所開示要件・情報システムに関する専門家会合がオンラインで開催された。また、2023年7月には中国・北京において、2024年3月にはナミビア・スワコプムントにおいて、地域グループ間での考え方の擦り合わせ、各国間での率直な議論を目的とした非公式会合が開催された。外交会議での条約交渉に向けて、二国間・多国間・各地域グループといった、さまざまな

枠組みを通じて、水面下での検討及び調整が活発に進められた。

3. 外交会議

以上の議論を経て、2024年5月13日から24日まで、ジュネーブのWIPO本部において、2015年のリスボン協定ジュネーブ改正協定を採択して以来、9年ぶりの外交会議が開催された。

外交会議は、プレナリー（公式の全体会合）で、役員を選任や各国からの開会演説を行うことから開始し、その後、条約案に関する実体規定を議論する主要委員会Ⅰ、及び、管理規定を議論する主要委員会Ⅱの各委員会に分かれて、条約案に関する実質的な議論を行った。外交会議全体を総括する議長には、ブラジルのジュネーブ代表部大使が任命され、主要委員会Ⅰ、主要委員会Ⅱの議長はそれぞれ、オーストラリア、ナミビアから選出された。

各主要委員会の議論は、大半が非公開の形式で行われ、議論の進捗状況は、随時、プレナリーで報告された。プレナリーの様子のみ、インターネットを通じて全世界にウェブキャスティングで公開された（録画された動画はWIPOウェブサイトで見ることが可能である）。

開始当初は、全参加国の同席のもと、WIPOカンファレンスホールで議論が行われた。しかし、日程を消化するにつれ、各主要委員会においては、実質的議論の促進の観点から、一国からの参加者数、一つの地域グループからの参加国数を絞った少数国会合や、特定の論点の関心国のみによるさらに少数の検討グループを活用して交渉が促進された。

会合第一週は、途上国・先進国とも従前の議論と同様に両極端な主張を展開し、改めて出所開示要件への考え方について、両者の大きな懸隔が明らかになった。しかし、議長から交渉の進捗が芳しくないことに対する強い懸念が示され、週末にも非公式の会合が開催されるなどし

た結果、第二週に入り、特に途上国から歩み寄りの姿勢が見られ始め、終盤で議論が急速に収束に向かった。大きく対立した幾つかの争点については、会合最終日前日の深夜に及ぶ各所での調整の末、妥結されるに至った。

各国の政策を踏まえた激しい議論、集中的な交渉を経て、最終日である5月24日、外交会議は、全会一致で、本条約及び141の代表団が署名した最終文書（Final Act）を採択した。

4. 主要条文の解説

全22条から成る本条約⁸⁾は、出所開示要件等の実体法的な規律を設ける実体規定（第1条～第9条）及び条約の実施・改正等の管理事項について定める管理規定（第10条～第22条）により構成される。

実体規定のうち、第1条（目的）及び第2条（定義）はいわゆる総則的な規定である。第3条から第5条までが本条約の中核を成す出所開示要件の内容に関する規定、第6条は情報システムに関する規定であり、これらが本条約においてもっとも直接に実体的意義を有する規定といえる。第7条（他の国際協定との関係）、第8条（見直し）、第9条（実施に関する一般原則）は、実体面に関して本条約の実施運用の在り方等を規定している。

管理規定は、概ね過去のWIPOの条約と同様の構成が採られており、総会（第10条）、国際事務局（第11条）、改正（第14条）、条約の発効（第17条）などの規定が置かれている。内容についても過去のWIPOの条約と類似するものが多いが、第17条において、15の国・政府間機関の批准又は加入後3か月で条約が発効することとされている点、第14条において、条約の改正に際し必要となる外交会議に関して「締約国による」といった限定が付されず、外交会議の参加国・構成国については将来の議論に委ねられている点、及び、第20条において、この条約で

はいかなる留保も認めないとされている点には留意が必要であろう。

以下では、外交会議における交渉経緯を交えつつ、本条約を構成する条文のうち主要なものについて解説する。

外交会議における交渉は主に、議論の基礎とされた「基本提案」のテキストをベースに、可能な限り出所開示要件の対象を広範なものとし、強い制裁を許容すべく主張・提案を行う途上国と、出所開示要件の導入そのものは許容しつつも、各国の特許当局が実施可能な、現実的な内容の条約とすることを求めてそれを押し戻す先進国が主張を戦わせる構図であり、以下の解説も、この交渉経緯を念頭にご覧いただきたい。

4. 1 第1条 (目的)

ARTICLE 1 OBJECTIVES

The objectives of this Treaty are to:

- (a) enhance the efficacy, transparency and quality of the patent system with regard to genetic resources and traditional knowledge associated with genetic resources, and
- (b) prevent patents from being granted erroneously for inventions that are not novel or inventive with regard to genetic resources and traditional knowledge associated with genetic resources.

第1条は、本条約の目的を示している。外交会議において、日本を含む先進国は、この条約は特許制度の透明性向上の手段であり、利益配分 (ABS) を目的とするものではないことを強調した。

また、20年以上にわたるIGCでの交渉を通じ

て、日米は一貫して、データベースを整備し、誤った特許付与を防止することがより重要であると主張してきた。

第1条は、これらの点が反映されたものとなっている。

4. 2 第3条 (開示要件)

ARTICLE 3 DISCLOSURE REQUIREMENT

3.1 Where the claimed invention in a patent application is based on genetic resources, each Contracting Party shall require applicants to disclose:

- (a) the country of origin of the genetic resources², or,
- (b) in cases where the information in Article 3.1 (a) is not known to the applicant, or where Article 3.1 (a) does not apply, the source of the genetic resources.

3.2 Where the claimed invention in a patent application is based on traditional knowledge associated with genetic resources, each Contracting Party shall require applicants to disclose:

- (a) the Indigenous Peoples or local community, as applicable³, who provided the traditional knowledge associated with genetic resources, or,
- (b) in cases where the information in Article 3.2 (a) is not known to the applicant, or where Article 3.2 (a) does not apply, the source of the traditional knowledge associated with genetic resources.

3.3 In cases where none of the information in Articles 3.1 and/or 3.2 is known to the

applicant, each Contracting Party shall require the applicant to make a declaration to that effect, affirming that the content of the declaration is true and correct to the best knowledge of the applicant.

3.4 Contracting Parties shall provide guidance to patent applicants on how to meet the disclosure requirement as well as an opportunity for patent applicants to rectify a failure to include the minimum information referred to in Articles 3.1 and 3.2 or correct any disclosures that are erroneous or incorrect.

3.5 Contracting Parties shall not place an obligation on Offices to verify the authenticity of the disclosure.

3.6 Each Contracting Party shall make the information disclosed available in accordance with patent procedures, without prejudice to the protection of confidential information.

² Agreed Statement: In cases where there is more than one country of origin, the applicant shall disclose the country of origin from which the genetic resources were actually obtained.

³ Agreed Statement: It is understood that the term “as applicable” in Article 3.2 (a) shall not be interpreted as providing flexibility to the Contracting Parties to not require applicants to disclose the information required in Article 3.2 (a). For greater certainty, Article 3.2 (a) will be implemented without having any effect on the scope of the disclosure requirement in Article 3.

(1) 趣旨・内容

本条約の中心となる出所開示要件について規定する条文である。

3.1は、特許出願において請求項に係る発明が遺伝資源に基づくものである場合に、各締約国が、出願人に対し、(a) 遺伝資源の原産国、又は (b) 当該情報が出願人に知られていない場合若しくは3.1 (a) が適用されない場合にはその遺伝資源の出所を、それぞれ開示するよう求めることを規定している。

本項には、「1国より多くの原産国がある場合には、出願人は、当該遺伝資源が実際に取得された原産国を開示する」旨の合意声明が脚注2として付されている。これは、ある遺伝資源を生息域内状況 (*in situ*) において有する国が複数ある場合に、当該遺伝資源を実際に取得した単一の原産国を開示すればよいのか、それとも遺伝資源を生息域内状況において有する複数の国を開示する必要があるのかについて各国の解釈の相違があったことを踏まえ、前者が本項の意図するところであることを明らかにしたものである。

3.2は、特許出願において請求項に係る発明が遺伝資源に関連する伝統的知識に基づくものである場合に、各締約国が、出願人に対し、(a) 適用される場合には、遺伝資源に関連する伝統的知識を提供した先住民又は地域社会を、又は (b) 当該情報が出願人に知られていない場合若しくは3.2 (a) が適用されない場合には、その遺伝資源に関連する伝統的知識の出所を、それぞれ開示するよう求めることを規定している。「適用される場合には」との文言は、該当する先住民又は地域社会に当たる者がいない場合等を想定したものであり、必要な開示を求めない柔軟性を与えるものではないことを脚注3の合意声明において明らかにしている。

3.3は、3.1及び3.2の情報のいずれも出願人に知られていない場合には、各締約国は出願人に

対し、その旨の宣言を求めるべきことを規定している。当該宣言は、出願人の知る限りにおいて内容が真正かつ正確であることの宣誓を伴うものである必要がある。

3.4は、締約国が、開示要件を満たす方法について特許出願人に対し指針を示すとともに、特許出願人が3.1及び3.2に定める最低限の情報を含めなかった場合の補正の機会、又は誤りや不正確な開示の訂正の機会を与えるものとすることを定める。本規定は、締約国が本条約に基づく出所開示要件を国内において実施するに当たり、出願人への配慮を求める規定である。

また、3.5は、締約国が、官庁に開示の真正性を確認する義務を課してはならない旨を規定している。

(2) トリガーについて

3.1及び3.2は、請求項に係る発明が遺伝資源・関連する伝統的知識「に基づく」ことを要件としている。いかなる場合に開示要件が課されるかを律するこの部分は「トリガー」と呼び慣わされる。外交会議のみならずIGCで長らく大きな争点となってきた箇所であり、外交会議における議論の基礎とされた基本提案においても「[materially/directly] based on」とブラケットが付された状態であったが、外交会議における議論の末、単に「based on」とされるに至った。これについては次の第2条の解説において詳述する。

4. 3 第2条における「Based on」の定義 (トリガー)

ARTICLE 2
LIST OF TERMS
...
“***Based on***” means that the genetic resources and/or traditional knowledge

associated with genetic resources must have been necessary for the claimed invention, and that the claimed invention must depend on the specific properties of the genetic resources and/or on the traditional knowledge associated with genetic resources.
...

(1) 趣旨・内容

第2条は、条約中で用いられる語句の定義に関する規定である。同条は、「に基づく」(「Based on」)の定義を、遺伝資源及び／又は遺伝資源に関連する伝統的知識が、①請求項に係る発明にとって必要なものであったこと、並びに、②請求項に係る発明が遺伝資源の具体的特徴及び／又は遺伝資源に関連する伝統的知識に依存するものでなければならないことを意味するものと定めている。

前段と後段の間には「and」が用いられていることから、①「遺伝資源及び／又は遺伝資源に関連する伝統的知識が、請求項に係る発明にとって必要なものであったこと」と②「請求項に係る発明が遺伝資源の具体的特徴及び／又は遺伝資源に関連する伝統的知識に依存するものでなければならないこと」の双方が満たされた場合にはじめて3.1本文ないし3.2本文の「基づく (based on)」の要件が充足され、開示要件が発動することとなる。

(2) 外交会議における議論

前述のとおり、外交会議における議論の基礎とされた基本提案、及びその基となった前IGC議長作成のテキストにおいては、このトリガーに当たる文言は「[Materially/Directly] based on」とされていた。過去長年にわたるIGCにおける膨大な提案を慎重にまとめ上げたこれらの

テキストにおいて、この箇所が実質的に唯一残されたブラケットであるという事実だけを見ても、この文言に関し困難な議論があったことは容易に窺い知ることができよう。

今回の外交会議に限った形で議論を単純化すれば、より明確なトリガーを志向し「directly」の文言を選好する先進国と、極力開示要件を広げる意図の下、やや緩やかな「materially」、またはいずれの形容語も置かず単に「based on」とすることを選好する途上国との間で議論が対立している状況にあった。また、南米諸国からは、「utilization」の文言を用いた定義とする提案もなされた。

半ばイデオロギー論争的な様相を呈していた争点であり、外交会議序盤においても同様の主張が繰り返されたが、他方で、条約の実体的な条文としては、第2条の定義において実質的な内容が定められる以上、トリガーの用語自体はいわば単なる呼称にすぎないともいえ、外交会議中、交渉をまとめる機運が高まるにつれ、次第に定義の実質的内容の議論に主眼が移っていった。

最終的には、文言自体については途上国が選好する（形容語を置かない）「based on」の語を採用することとしつつ、他方で、定義の内容については、出所開示要件を実務的に実施可能なものとする観点から明確なトリガーを設ける必要性がある点で一致し、概ね先進国が主張していた内容が反映された。

4. 4 第4条（不遡及）

ARTICLE 4

NON-RETROACTIVITY

A Contracting Party shall not impose the obligations of this Treaty in relation to patent applications which have been filed prior to the entry into force of this Treaty

with regard to that Contracting Party, without prejudice to existing national laws on disclosure that apply to such patent applications.

第4条は、本条約に基づく義務が、ある締約国において本条約が発効する前に出願された特許出願には課されないことを規定している。つまり、ある国が本条約を締結する場合、当該締約国において本条約が発効した後に出願される特許出願に対してのみ、本条約に基づく規律が適用されることとなる。

なお、本条文の後段（「without prejudice」以降）は、本条約が発効する前に出願された特許出願であっても、既にその締約国の国内法において、本条約とは無関係に規定されていた出所開示要件は適用され得ることを記載している。

4. 5 第5条（制裁と救済）

ARTICLE 5

SANCTIONS AND REMEDIES

5.1 Each Contracting Party shall put in place appropriate, effective and proportionate legal, administrative, and/or policy measures to address a failure to provide the information required in Article 3 of this Treaty.

5.2 Subject to Article 5.2 (*bis*), each Contracting Party shall provide an opportunity to rectify a failure to disclose the information required in Article 3 before implementing sanctions or directing remedies.

5.2 (*bis*) A Contracting Party may exclude from the opportunity to rectify under Article 5.2 cases where there has

been fraudulent conduct or intent as prescribed by national law.

5.3 Subject to Article 5.4, no Contracting Party shall revoke, invalidate, or render unenforceable the conferred patent rights solely on the basis of an applicant's failure to disclose the information specified in Article 3 of this Treaty.

5.4 Each Contracting Party may provide for post grant sanctions or remedies where there has been fraudulent intent in regard to the disclosure requirement in Article 3 of this Treaty, in accordance with its national law.

(1) 5.1について

第5条は、出所開示要件の不遵守についての制裁及び救済について定める。

5.1は、制裁と救済に関する一般則を規定する条文であり、第3条に規定される出所開示の情報を提供しなかったことに対し、各締約国が、裁量により、適切な法的、行政的、及び／又は政策的な措置を採用し得ることを規定している。当該措置には、開示要件の不遵守に関する制裁措置に加え、補正の機会を提供する措置等も含まれるものと解される。ここで、後述するように、5.2及び5.2 (bis) は補正の機会について、5.3及び5.4は特許付与後の制裁又は救済措置について特別に規定していることから、5.1を一般則としつつ、各締約国は、補正の機会や特許付与後の制裁又は救済措置について、5.2から5.4までの規定を満たすことが求められる。

なお、外交会議における交渉の基礎とされた基本提案においては、本項は、「出願人が情報を提供しなかったこと (an applicant's failure to provide information)」に対し、適切な措置を採用し得ることを定めていたのに対し、外交

会議の場では、制裁又は救済措置は必ずしも特許付与前に限られないと主張する途上国と、補正の機会の特許付与後にも与えられるべきとする先進国がいずれも「出願人 (applicant's)」という特定を削除することで意見が一致し、最終条文では「情報を提供しなかったこと (a failure to provide information)」と規定されることとなった。

(2) 5.2及び5.2 (bis) について

5.2は、各締約国が、制裁措置の実施又は救済措置を命じる前に、第3条で必要とされる情報を開示しなかったことへの補正の機会を与える旨規定している。3.4においても、特許出願人に対して補正の機会を与えることが定められているが、5.2では、補正の機会を与えられる対象が特許出願人に限定されておらず、特許権者も対象に含むものと解される。

ただし、5.2 (bis) の規定に従い、締約国は、国内法によって定められた不正な行為又は意図があった場合には、5.2に基づく補正の機会を与えないものとするができる。

外交会議における交渉の基礎とされた基本提案においては、本項は、「出願人」に対し、すなわち特許が付与される前に限って、制裁措置の実施又は救済措置を命じる前に、第3条に定める最低限の情報を含めなかったことへの補正の機会を与えることを定めており、5.2 (bis) に相当する規定は置かれていなかった。

外交会議での交渉においては、先進国が、5.1と同様に、出所開示要件の趣旨である透明性の向上の観点から、補正の機会を、特許付与前のみならず特許付与後においても与えられるべきである旨主張したのに対し、途上国が、補正の機会の濫用を防ぐため、開示要件の不遵守について不正な意図があった場合にまで補正の機会を与える必要はないことを主張し、結果的に双方の主張を取り込む形で現在の規定とされた。

(3) 5.3及び5.4について

5.3は、締約国が、出願人によるこの条約の第3条に規定する情報の開示の不履行のみを理由に特許を取り消し、無効にし、又は実施不能なものとしてはならないことを定める。ただし、5.4に従い、第3条に規定する出所開示について不正な意図があった場合には、各締約国は、自国の国内法に従って、特許付与後の制裁又は救済措置を規定することができる。

出所開示要件が新規性、進歩性等の特許性に直接関係のない要件であることを踏まえると、仮に出所開示要件が適切に満たされない出願があったとしても、その出願に係る発明について、特許の実体要件を満たすものとして付与された特許権を無効にすることは権利者に酷である。つまり、出所開示要件違反を理由に、当該特許権の成立を前提として形成された法律関係ないし信頼を覆すことは、バランスを失するものというべきである。5.3はこれを条約において明示的に規定したものであり、締約国が出所開示の不履行のみを理由に特許を取り消し、無効にし、又は実施不能なものとするを禁じている。

この5.3の規定は、本外交会議において、最大の論点となった。基本提案においては、出所開示要件を理由に特許を無効にしないことが最大要件（ceiling）として提案されていたが、先に触れたように、出所開示要件を特許の無効理由とする国が既に存在する中で、この提案に合意を得ることには困難な交渉も予想された。実際に、外交会議では、提案国から、「特許を無効にしなければならない」との記載を「特許を無効にしなくてもよい」とする反対提案もなされた。しかしながら、最終盤までもつれた交渉は、出所開示要件により特許を無効にしない点について国際調和を図ることが、本条約のメリットであるとして先進国が粘り強く主張した努力が実る結果となった。

5.4は、開示要件について、特に不正な意図

があってこれを遵守しなかった場合について、特許付与後の制裁又は救済措置を規定することができることを定める。なお、「不正な意図」（fraudulent intent）の語句の意味については、条約上は定義されておらず、これを国内においてどのように施行するかは締約国に委ねられている。原産国を知っているにもかかわらず記載しない場合を含むのか、より積極的な欺罔の意図を要するのか等、各国における実施の内容について注視しておく必要がある。

4. 6 第6条（情報システム）

ARTICLE 6

INFORMATION SYSTEMS

6.1 Contracting Parties may establish information systems (such as databases) of genetic resources and traditional knowledge associated with genetic resources, in consultation, where applicable, with Indigenous Peoples and local communities, and other stakeholders, taking into account their national circumstances.

6.2 Contracting Parties should, with appropriate safeguards developed in consultation, where applicable, with Indigenous Peoples and local communities, and other stakeholders, make such information systems accessible to Offices for the purposes of search and examination of patent applications. Such access to the information systems may be subject to authorization, where applicable, by the Contracting Parties establishing the information systems.

6.3 In regard to such information systems, the Assembly of the Contracting Parties

may establish one or more technical working groups to address any matters relating to the information systems, such as accessibility to Offices with appropriate safeguards.

(1) 趣旨・内容

遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する情報システムに関する規定である。「情報システム」というやや抽象的な語を用いているが、条文に明記されているように、データベースを念頭に置くものである。

6.1は、締約国が、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識について、データベースなどの情報システムを設けることができる旨を、6.2は、締約国が、特許出願の調査及び審査の目的で、官庁がそのような情報システムにアクセス可能とすべきであるとともに、官庁による情報システムへのアクセスは、情報システムを設ける締約国の認可を受けるものとしてすることができる旨を、それぞれ規定している。また、6.3は、締約国の総会が、適切な防護措置を伴う官庁のアクセシビリティ等の情報システムに関連する問題に対処するため、技術作業部会を設置することができることを定める。

IGCにおける長年の議論を通じて、日本、米国及び韓国は一貫して、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関しては、誤った特許付与の防止を目的とした議論を行うべきであり、その手段として、出所開示要件の導入ではなく、適切なデータベースを設けるべき旨主張してきた。本条はその議論の経過を踏まえて導入されたものである。いずれも「～ことができる」(may)又は「～すべきである」(should)との規定となっており、締約国に義務を課すものではないが、外交会議の場においても、誤った特許付与の防止(第1条(b))の目的達成の

ために充実したデータベースの整備が重要であることは途上国を含めて認識は一致し、従前の主張が一定程度浸透したといえることができる。

(2) 外交会議における議論

締約国の総会が設ける技術作業部会に関する6.3の規定に関し、基本提案においては、相互運用性の基準や防護措置に関するガイドラインの策定など、技術作業部会が行うべきタスクを詳細に規定していた。

途上国は、将来の総会の活動内容を予断・制約するものであるとして同項の削除を求めたが、日本をはじめとする先進国は、誤った特許付与防止のために有用なデータベースを各国間で協働して用いるためにはこれらについて作業部会で議論することが不可欠であるとして削除に反対した。最終的に、外交会議最終盤に妥協案が探られた結果として、現在の条文に落ち着いた。

4. 7 第7条 (他の国際協定との関係)

ARTICLE 7

RELATIONSHIP WITH OTHER INTERNATIONAL AGREEMENTS

This Treaty shall be implemented in a mutually supportive manner with other international agreements relevant to this Treaty.⁴⁵

⁴ Agreed Statement: The Contracting Parties request the Assembly of the International Patent Cooperation Union to consider the need for amendments to the Regulations under the PCT and/or the Administrative Instructions thereunder with a view towards providing an opportunity for applicants who file an

international application under the PCT designating a PCT Contracting State which, under its applicable national law, requires the disclosure of genetic resources and traditional knowledge associated with genetic resources, to comply with any formality requirements related to such disclosure requirement either upon filing of the international application, with effect for all such Contracting States, or subsequently, upon entry into the national phase before an Office of any such Contracting State.

⁵ Nothing in this Treaty shall derogate from or modify any other international agreement.

第7条は、本条約と、本条約に関連する他の国際協定とが相互支援的に実施されるとしている。外交会議においては、この条文が他の国際協定に影響しないことについて明確化を図るべく、日米から、脚注5の、「この条約のいかなる規定も、他の国際協定を毀損するものではなく、他の国際協定を変更するものでもない。」との文言を提案し、合意された。

また、脚注4には、合意声明として、本条約の締約国が、PCT同盟総会に対して、規則又は実施細則の改正の必要性を検討することを求めることが記載されている。本条約が発効した後、そのような提案がなされる可能性を示唆するものである。本合意声明は、基本提案の原案であった議長テキストに含まれていたもので、これをテキストに含めることが加盟国により合意された経緯はなく、2023年9月の特別会合においても大多数の国が合意声明の削除を主張したが、最終日にコロンビアが留保したため、削除されるには至らなかった。外交会議においても、

日本、米国、韓国に加え、一部途上国を含む多くの国がPCT同盟総会における議論を予断すべきでないとして、削除を求めたが、一部の国が反対し、コンセンサスに至らなかったことから、結果的に、議長テキストに含まれていた合意声明が条約中にも残ることとなった。

4. 8 第8条（見直し）

ARTICLE 8 REVIEW

The Contracting Parties commit to a review of the scope and contents of this Treaty, addressing issues such as the possible extension of the disclosure requirement in Article 3 to other areas of intellectual property and to derivatives and addressing other issues arising from new and emerging technologies that are relevant for the application of this Treaty, four years after the entry into force of this Treaty.

(1) 趣旨・内容

本条約の将来の見直しに関する規定である。締約国が、この条約の発効から4年後に、第3条の開示要件の他の知財分野への適用や派生物への拡大の可能性などの問題や、この条約の適用に関連する新たな技術から生じる他の問題などに対応するため、この条約の範囲及び内容について見直すことを約束する規定である。

一般論として、このような見直しの規定を設けずとも、条約の締約国が適切なタイミングで当該条約の改正について議論することは可能である（条約法に関するウィーン条約第四部参照）。したがって、本条において見直しの時期や内容を規定することの実質的な意味は大きくないとも考えられる。

しかしながら、途上国にとっては、本条約の中に本条を設け、「開示要件の他の知財分野や派生物への拡大の可能性等の問題」や「この条約の適用に関連する新たな技術から生じる他の問題」への言及を含めること自体が象徴的な意味を持つと考えられ、本条を設けることに強いこだわりを示した。

(2) 外交会議における議論

上述のとおり、本条は途上国にとって非常に重要な条文であり、また途上国は外交会議以前から、本条に現在の条文以上の要素を盛り込むべきことを主張していた。こうした経緯もあり本条に関しては困難な交渉が予想されていたが、パンドラの箱ともいべき本条に深く立ち入ることを避けようとする主要委員会議長の意向と、時間的制約のなか、本条に関する議論が泥沼化することに対する各国の懸念が合致した結果、本条については見直しのための期間について簡潔な議論がなされたのみで、ほぼ原案どおり合意されるに至った。

基本提案からの変更点は、見直しのための期間が当初「4年以内に」(no later than four years after…)とされていたところ、条約締結及び国内実施のための期間等を考慮する場合4年以内は短すぎるとして「4年以降に」(no sooner than four years after…)とすることを提案する先進国の主張を考慮し、結果的に「4年後に」(four years after…)とされた点のみである。

4. 9 第9条 (実施に関する一般原則)

ARTICLE 9 GENERAL PRINCIPLES ON IMPLEMENTATION

9.1 Contracting Parties undertake to adopt the measures necessary to ensure

the application of this Treaty.

9.2 Nothing shall prevent Contracting Parties from determining the appropriate method of implementing the provisions of this Treaty within their own legal systems and practices.

第9条は、9.1において、締約国は、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを求めつつ、他方で、9.2において、この条約のいかなる規定も、締約国が自国の法律上の制度及び慣行の範囲内でこの条約を実施するための適当な方法を決定することを妨げるものではないとする。

5. 出願手続上の留意点

本条約は、15の国・政府間機関の批准又は加入後3か月で条約が発効することとされているが、本記事執筆時点(2024年7月16日)においては、いまだ発効していない。したがって、本条約の発効時期や締約国数については、予測できないものの、将来的に、本条約に沿った形で出所開示要件を導入する国・地域が増えることも想定される。

本条約の第9条に規定されるとおり、本条約は、締約国の法制度・運用に応じて実施され、締約国において本条約の規定をどのように担保するかは、各国の裁量に委ねられている。また、本条約には22の条文が定められるのみであり、規則や実施細則も設けられていない。よって、各国における本条約の担保の在り方に、一定のバリエーションが生まれることが想像される。

この点、第3条の3.4には、特許出願人に対して手続の指針を示すことが、締約国の義務とされている。本条約の締約国においては、出願人に対して、当該国の特許制度における出所開示要件の予見可能性を高めるべく、明確な指針

を公表することが期待される。

また、日本の企業や大学等においては、海外に特許出願をしようとする際に、現地の代理人や政府を通じて、特許制度における出所開示要件に関連した制度の有無・制度の内容を、確認のうえ手続をすることが望まれる。

特に、第5条の5.2 (bis) には、不正な行為又は意図があった場合には、補正の機会を与えないものとすることができるとされ、同様に、5.4においては、不正な意図があった場合、特許付与後の制裁又は救済措置を規定することができる点に、十分な注意を要する。

6. おわりに

以上に主要条文の解説を試みたが、本条約は、過去のWIPOの条約に比して、幾分か政治的な動機・内容を含んでおり、条文の内容についても、曖昧さや各国の国内法に委ねる部分を多く残している。

このため、条約成立後間もない現時点において、条約を単体で見て各国における具体的な運用や今後の実務に対する影響を把握することは難しく、本条約の真の意義・影響を考えるには、各国における条約締結や国内実施の内容を含めて今後の状況を注視していく必要がある。

注 記

- 1) 本稿は、執筆者が、IP ジャーナル第30号（一般財団法人知的財産研究教育財団、令和6年9月発行）に寄稿した内容をもとに、加筆修正を加えたものである。
- 2) 知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する世界知的所有権機関（WIPO）条約全文

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/gratk_dc/gratk_dc_7.pdf

- 3) 本条約成立以前から出所開示要件を導入する国・地域：中国、インド、ベトナム、フィリピン、インドネシア、サモア、キルギスタン、EU、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、スペイン、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、ルーマニア、トルコ、スイス、ブラジル、アンデス共同体（ペルー、ボリビア、コロンビア、エクアドル）、コスタリカ、キューバ、エジプト、南アフリカ、エチオピア、ナミビア、ウガンダ、バヌアツ、ザンビア、ジブチ、ブルンジ
 - 4) WIPO第3回特許法常設委員会（SCP）（1999年）におけるコロンビア提案
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/en/scp_3/scp_3_10.pdf
 - 5) 第20回IGC（2012年2月）における統合文書（Consolidated Document Relating to Intellectual Property and Genetic Resources）
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_20/wipo_grtkf_ic_20_ref_facilitators_text.pdf
 - 6) イアン・ゴス議長（当時）による議長テキスト（2019年）
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/tk/en/wipo_grtkf_ic_40/wipo_grtkf_ic_40_chair_text.pdf
 - 7) WIPOでは、加盟国が、①Bグループ（先進国）、②CEBSグループ（中央ヨーロッパ及びバルト諸国）、③アフリカグループ、④GRULAC（ラテンアメリカ諸国）、⑤アジア大洋州グループ、⑥CACEECグループ（コーカサス・中央アジア・東欧グループ）及び⑦中国、の7つの地域グループに分けられている。
 - 8) 前掲注2）
- （URL参照日は全て2024年7月16日）

（原稿受領日 2024年7月18日）